

第1回農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会 議事概要

日 時 : 令和7年6月11日(水) 10:00~12:00

場 所 : 三番町共用会議所 大会議室

議 題 : 農業会計ルール普及・利用拡大に向けた課題や取組の検討について、意見交換を実施。

概 要 : 全国農業経営コンサルタント協会から、資料1に基づき、農業会計に関する指針の概要について、事務局(日本農業法人協会)から、資料2に基づき、農業法人に対する農業会計ルールのアンケート結果の説明ののち、意見交換を実施。主な発言は以下のとおり。

- 「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という。)や「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小要領」という。)の場合、その普及・利用拡大のために、税理士の登録時に実施する研修での周知や、リーフレットやチェックリストの作成を通じて理解促進に努めている。
- 金融機関の農業会計に関する理解が足りていないことが課題。例えば、価格補填収入を売上高に計上するというルールの中で、農業法人の中には、価格補填収入を含む交付金収入を一括して営業外収益で計上している例も見られる。農業に日常的に関与していない担当者の場合、どうしても規模の判断基準が売上高になるので、このような誤った表面上の数値で経営状況を判断してしまうケースもある。実情通りの判断ができるように、農業会計ルールを徹底することが重要。
- 農業会計に対応していない会計ソフトがあり、地方の税理士が多く利用しているソフトでは、材料費の勘定科目を複数設定できるようシステムを修正してもらった経緯がある。一般に普及するクラウド会計ソフトでは、製造原価報告書で育成費振替高が正しく表示されないものがある。会計ソフトを提供している事業者は、農業会計のルールを理解してもらい、正確な処理ができるようにすることが重要。
- 農業会計の細かい勘定科目などは知らない部分も多く、決算書を見た時に科目の内容が分からないと読み解けない。農業法人に対するアンケート結果にもあったが、農業会計ルールについて、もっと分かりやすい表現や各科目の解説等があった方が、理解が深まる。
- 農業会計ルールをしっかりと学ぶため、職員に農業経営アドバイザーの資格を

積極的に取得させている。また、農業者に対する農業会計ルールの普及の取組として、大学と協力してリカレント教育科目を作り、税理士、日本政策金融公庫など様々な専門家に協力いただき、農業者の農業会計ルールの理解増進に取り組んでいる。

- J A職員にも農業会計ルールを理解してもらい、営農指導に加えて会計に関する指導もできるようになれば、農業会計ルールも普及していくと考える。また、生産者からすると、規模拡大や法人化を進めている者は、日々の営農に追われ、会計は全て税理士に任せるパターンが多い。そのため、年1回アグリセミナーを開催し、会計ルールの説明や、事業承継の相談対応をしている。
- 農業者から直接話を聞き、営農活動のサポート、コンサルティングを行っている。これから農業会計ルールの普及活動も進めていきたい。
- 中小指針・中小要領は、普段目にしている決算書や銀行内のマニュアルがこれらに準拠したものであるため、自然と身についてくる状況。一方で、「農業の会計に関する指針」については、農業に携わる機会が少ないということもあり、知らない人は多い。まずは生産者にこの指針に則った決算をしてもらうことがスタート地点になり、そのような決算書を見る中で、分からないところがあれば、農業会計ルールを確認して理解を進めていくことが重要。
- 金融機関でも農業は取り扱う人員が少なく、農業会計ルールを知っている人はかなり限られる。営業店に農業関係の融資相談があっても、分かる人がいないため、案件としてあがってきにくいというところがあるので、周知を進めていく必要。
- 一般の民間金融機関内の会計ソフトを「農業の会計に関する指針」を踏まえたものにしていくことを求めるのは難しい。農業会計ルールを理解してもらうのはとても重要なことなので、国にもある程度頑張ってもらう必要がある。中小指針の場合と同様、農業会計ルールについても何かしらのメリットを検討する必要。また、普及・利用拡大という観点で、税理士会連合会や公認会計士協会などに広く協力して頂ける体制が構築できると良い。
- 中小指針・中小要領は、新入社員研修などで基礎として学ぶような内容なので理解している一方、農業会計ルールは、農業をメインとしている金融機関でも、日々見ているわけではなく、研修や審査基準の中に盛り込まれているため理解が進んでいる状況。一方で、農業融資をメインで行っていない民間金融機関に、この内容を浸透させるのはハードルが高い。例えば、大事なポイントを絞った説明

や、図を利用した表現、中小指針との違いなどが理解できる資料が重要。また、農業者自身については、指針を知らない人が多く、そもそも決算書を作成する意味を理解していない。税理士であっても指針を理解している人はあまり多くない。国から農業会計ルールを発信することが大事だが、発信の仕方は農業者にも目を通してもらえるような工夫が必要。

- 農業者は、決算書を作るだけ作って、中身を全く見ていない人が多い。正確な決算書を作成し、どういう活用方法があるのかを農業者に周知することが、決算書をつくるインセンティブに繋がると考える。
- 農業会計ルールについて、農業者、税理士、公認会計士、金融機関にもっと周知をしていくべき。金融機関の立場だと、大多数は農業会計ルールを分かっていないので、中小指針・中小要領とは違うポイントについて、分かりやすくしたツールを作るなどの取組が必要ではないか。
- 農業法人はその絶対数の少なさから、金融機関でも理解が及んでいないという実態があると思う。農業会計ルールの浸透のためには、メリット・デメリットを設ける必要があるが、どういったものにするかというのが難しく、よく検討することが必要。また、事業承継の観点からも、他産業の方が見た時に正しく事業を評価できないために承継が実現しないという状況を防ぐためにも、メリット・デメリットの整理は重要。
- 銀行内で農業会計ルールを用いて処理を行う場合、一件ごとの会計書類を一人一人の担当が精査する形だとボリュームもあり浸透していかない。銀行としてはある程度は機械的な処理をしていくことが前提になっており、システム上にデータ入力した際に、異常があればアラートが出るといった仕組みが構築されている。システム運用側や個別の担当者が疑問に思った場合、問い合わせる先の専門部署の担当者が、農業会計ルールを理解しておくことが重要。一人一人の担当者より、最初はシステムやルールを作る側に限定して、農業会計ルールの理解を働きかけていく方が現実的。
- 農業会計ルールについて、公認会計士の理解も乏しい。農業会計ルールについてどのような対応ができるか検討したい。
- 審査する側の金融機関、農業者、支援する側の税理士等やソフト開発事業者などがいる中で、どこから農業会計ルールの普及に取り組むかでポイントも違ってくる。様々な意見がある中でポイントを絞ることが重要。
- 農業会計ルールが徹底されていないという状況が明らかになった。制度の理解

も含めて難しい、農業生産の流れが他産業とは違う、更に農業法人の大規模化が進み、規模拡大に専念したいので会計は税理士に任せているという話もあった。結果としてそれが農業法人の資金調達の滞りにつながっているとすれば問題。その中で、農業会計ルールを普及すべく、農業者、士業専門家、金融機関、さらには会計ソフト事業者、あるいはJ Aという幅広い関係者への周知という話があった。また、そういった方々に対して、どういった情報を出していくかという点では、ポイントを絞った分かりやすい内容や、メリットあるいはインセンティブという話もあった。

ー以上ー